

<p>○ 岡山県労働委員会事務局の組織及び事務 処理に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>労働委員会</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p> 
	<p>目次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

◎岡山県規則第二十九号

岡山県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十一年岡山県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条中「事務局次長とともに事故がある」を「次長ともに不在の」に、「局長が指定する職員」を「総括参事又は総括副参事」に改め、同条を第七条とする。

第五条第三号中「アルバイト」を「臨時的任用職員」に改め、同条を第六条とする。

第四条第二項中「事務局次長」を「次長」に改め、同条第三項中「参事」を「総括参事」に改め、「受け」の下に「、班の事務を処理するとともに」を加え、「の事務のうち特定」を削り、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「受け」の下に「、事務局の事務のうち」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 総括副参事は、上司の命を受け、班の事務又はこれに類する事務を処理するとともに、事務局の重要事項に関する事務のうち、指導、連絡又は調整を要する事項その他専門事項に関する事務を処理する。

第四条を第五条とする。

第三条中「、事務局次長、参事、副参事、主幹、主任及び主事」を「及び事務局次長（以下「次長」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 必要があるときは、事務局に総括参事、総括副参事、副参事、主幹、主任又は主事を置く。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（組織）

第二条 事務局に、次の班を置く。

総務調整班

審査班

平成26年3月28日 岡山県公報 号外

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。